

## 行政情報提供システム(CMS)の設計・開発及び運用・保守業務に係る 仕様書(案)に対する意見等の招請について

香川県（以下「本県」という。）では、現行の行政情報提供システム（CMS）については、令和8年12月に更新時期を迎えることから、システム更改の検討を進めています。当該システムを庁外のデータセンターのサーバ上に更改し、更改後のシステムの保守を6年間実施する予定としており、当該設計・開発及び運用・保守業務に係る仕様書（案）に対する意見等を招請します。

### 1 システムの概要

本システムは、HTML等の専門知識がない職員でも県公式ホームページの作成、管理を行い、タイムリーに県民に情報を提供するための機能と作成・管理するWebページのウェブアクセシビリティを維持・向上するための機能も持つものです。

### 2 資料の貸与

本意見招請への参加を希望する事業者には、仕様書(案)（以下「貸与資料」という。）を貸与しますので、参加希望の場合は、次のとおり誓約書（別紙様式）を提出してください。なお、貸与資料は、令和7年3月31日(月)までに返却してください。

- (1) 誓約書の提出場所 下記3(3)に同じ。
- (2) 誓約書の提出期限 令和6年11月11日(月)10時00分  
(郵便、信書便の場合は必着のこと。)
- (3) 貸与期間 令和6年10月15日(火)から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 貸与資料 行政情報提供システムの設計・開発及び運用・保守業務に係る仕様書(案)（要件定義を含む。）

### 3 意見等の提出方法

#### (1) 提出方法

(3)の提出先に直接持参するか、郵便、信書便又は香川県ファイル転送システム<sup>※</sup>で提出してください。

※香川県ファイル転送システムで提出する場合は、(3)の提出先に事前連絡してください。

#### (2) 提出期限

令和6年11月11日(月)17時00分 必着

#### (3) 提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事公室広聴広報課 広報グループ

電話：087-832-3023 内線：2157

#### 4 提出物

No.	提出物名称	提出形態
1	意見提出(鑑)	紙媒体又は電子データ(PDF) (※資料の貸与時に様式を提供します。)
2	意見・回答票(Excel ファイル)	電子媒体(CD-ROM)又は電子データ (※資料の貸与時に様式を提供します。)
3	システム構成図(任意様式)	電子媒体(CD-ROM)又は電子データ
4	補足資料	電子媒体(CD-ROM)又は電子データ

※ No.4 の補足資料については、意見・回答票の記載内容の補足説明、ライセンス価格表、製品カタログ、その他参考資料等を、必要に応じて提出してください。

#### 5 回答票及び意見票の記入上の留意事項

意見・回答票ファイル(Microsoft Excel 形式)は、複数のシートで構成されています。以下の内容に留意し、各シートに記入してください。また、ファイル名に貴社の商号又は名称(略称可能)を付加してください。

(1) 「概要」シート

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。

(2) 「費用見積」シート

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。また、費用は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記入してください。

(3) 「機能要件適合及び費用詳細」シート

「適合」欄には、次の区分に該当する記号を記入してください。

適合の区分	記号
パッケージに実装	◎
代替機能により対応	○
カスタマイズにより対応	△

また、代替機能により対応の場合は、代替機能の内容を記入し、カスタマイズにより対応の場合は、カスタマイズ費用を記入してください。

(4) 「意見票」シート

仕様書(案)に対する意見又は提案がある場合に、「項目」欄に対象となる機能 ID 等を付して、「意見」欄に意見等を記入してください。

なお、仕様書(案)等全般的事項についての意見等の場合は、「項目」欄に『全般的事項』と記入してください。

#### 6 その他

- (1) この行政情報提供システムの設計・開発及び運用・保守業務の調達は予定であり、中止又は内容を変更することがあります。
- (2) 貸与資料の内容は検討途中のものです。

- (3) 意見等（付属資料を含む。）の作成及び提出に係る経費は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された意見等（付属資料を含む。）は、一切返却しません。
- (5) 提出された意見等（付属資料を含む。）は、本県において、調達仕様書等を検討する際の参考とするため、本県の組織内で複製及び配布するものとします。
- (6) 提出された意見等（付属資料を含む。）について、後日、ヒアリング又は追加の資料提出等をお願いする場合があります。